

○着任

・概要

- (1) 新たに採用され、又は転任を命ぜられたときは、その発令を受けた日から起算して7日以内に着任しなければならない。ただし、特別の事情により、校長は教育長の、職員は校長の、それぞれ承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 校長及び職員は、着任したときは、速やかに着任届を教育長に提出しなければならない。

・関係法令等

- (1) 市町村学校管理規則

・事務処理

時 期	処 理 内 容
作 成	新規採用職員、転入職員が作成する
確 認	職員の着任届の記入内容を確認する
受 理	着任届に辞令の写を添付して受理する
送 付	地教委へ1部送付する

・留意事項

- (1) 市町村学校管理規則による。
- (2) 異動に伴う転居がないときは、旧住所の欄に現住所を記入する。
- (3) 異動に伴って転居した場合は、旧住所の欄に転居前の住所を記入し、新住所に転居後の住所を記入する。
- (4) 転居が職員のみの場合は、単身を○で囲む。
- (5) 転居が家族も一緒の場合は、家族随伴を○で囲む。
- (6) 赴任旅費の旅行命令書作成時に旧・新住所が参考になる。

以 下 余 白